

(別紙)

○ 平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて（平成 20 年 4 月 25 日障障発第 0425001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>障障発第 0425001 号 平成 20 年 4 月 25 日 一部改正 障障発 0330 第 7 号 平成 24 年 3 月 30 日 <u>一部改正 障障発 0331 第 5 号</u> <u>平成 26 年 3 月 31 日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>平成20年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて</p> <p>「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第523号。<u>平成25年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定</u></p> | <p>障障発第 0425001 号 平成 20 年 4 月 25 日 一部改正 障障発 0330 第 7 号 平成 24 年 3 月 30 日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>平成20年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて</p> <p>「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第523号）の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。</p> |

に関する基準)の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について)についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的な範囲並びにその具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 基本的考え方について

居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助は、居宅介護において実施すること。

2 (略)

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的な範囲並びにその具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 基本的考え方について

居宅介護対象者に係る病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害者自立支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助は、居宅介護において実施すること。

2 (略)

3 通院等介助の取扱いについて

(1) (略)

(2) 対象者の判断基準について

ア 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」 「通院等乗降介助」の支給決定対象者の判断基準は「障害支援区分が区分1以上である者」とする。

イ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の支給決定対象者の判断基準は、以下のいずれにも該当する者とする。

(ア) 障害支援区分が区分2以上である者

(イ) 障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

① 「歩行」：「全面的な支援が必要」

② 「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

③ 「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

④ 「排尿」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

⑤ 「排便」：「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

(3)・(4) (略)

別紙1～5 (略)

3 通院等介助の取扱いについて

(1) (略)

(2) 対象者の判断基準について

ア 「通院等介助(身体介護を伴わない場合)」 「通院等乗降介助」の支給決定対象者の判断基準は「障害程度区分が区分1以上である者」とする。

イ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の支給決定対象者の判断基準は、以下のいずれにも該当する者とする。

(ア) 障害程度区分が区分2以上である者

(イ) 障害程度区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

① 「歩行」：「できない」

② 「移乗」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

③ 「排尿」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

④ 「排便」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

⑤ 「移動」：「見守り等」、「一部介助」、「全介助」

(3)・(4) (略)

別紙1～5 (略)